

永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように公布する。

令和6年3月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第11号

永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(永平寺町公印規則の一部改正)

第1条 永平寺町公印規則(平成18年永平寺町規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中83の項を85の項とし、7の項から82の項までを2項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

8	企業出納員	納業下永 企水平 印業道寺 員出事町	てん書	方 18	柘植	出納	上下水道課長
---	-------	-----------------------------	-----	------	----	----	--------

別表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4	同上	永平寺 町長印	てん書	方 18	柘植	文書	上下水道課長
---	----	------------	-----	------	----	----	--------

(永平寺町財務規則の一部改正)

第2条 永平寺町財務規則(平成18年永平寺町規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第4上下水道課の項を削る。

(永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第3条 永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則(平成18年永平寺町規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「永平寺町指定金融機関」を「永平寺町下水道事業出納取扱金融機関」に、「永平寺町収納代理金融機関」を「永平寺町下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

(永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(平成 18 年永平寺町規則第 99 号)の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「永平寺町会計管理者」を「永平寺町企業出納員」に、「永平寺町指定(収納代理)金融機関」を「永平寺町下水道事業出納(収納)取扱金融機関」に改める。

様式第 15 号中「永平寺町役場会計課」を「永平寺町役場上下水道課」に改める。

(永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則(平成 18 年永平寺町規則第 100 号)の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「永平寺町指定金融機関」を「永平寺町下水道事業出納取扱金融機関」に、「永平寺町収納代理金融機関」を「永平寺町下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。